

**令和2年第2回泉南市議会定例会議案書  
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

**(追加分)**



## 議 案 一 覧 表

(令和2年6月9日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	33	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5



議案第 33 号

## 泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者等の収入の減少が見込まれる場合等において、既に納期限が経過した国民健康保険料（税）についても減免申請を行うことを可能とするため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険条例（令和元年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納期限までに申請ができないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、納期限が経過した後においても申請することができる。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例）

23 附則第4項の規定にかかわらず、第47条の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

